

株 主 各 位

東京都世田谷区玉川二丁目21番1号

S F P ダイニング株式会社

代表取締役社長 佐 藤 誠

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり当社第5回定時株主総会を開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月21日(月)午後7時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年12月22日(火) 午前10時

(受付開始時刻 午前9時)

2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号

ホテル グランドアーク半蔵門 4階「富士の間」

(当社は、株主総会を東京都世田谷区の当社会議室にて開催しておりましたが、平成26年12月に当社株式が東京証券取引所へ上場されたことに伴い、より多くの株主の皆様にご出席いただきますよう上記会場にて開催することといたしました。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いないようご来場ください。)

3. 目的事項

報告事項

第5期(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)事業報告
及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の場合には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参いただきますようお願いいたします。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.sfpdining.jp/>)に掲載させていただきます。

**当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。
なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。**

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年10月1日
至 平成27年9月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府主導の経済・金融政策等の効果により円安・株高傾向が継続したことで、緩やかな景気回復への動きが進行いたしました。しかしながら、円安の影響による輸入物価の上昇、新興国経済の減速に伴う国内景気への影響等、一部に懸念材料が見受けられました。

外食業界におきましては、景気回復の動きに伴い消費者マインドが上向きの傾向を示したこと、円安を契機とした訪日外国人によるいわゆるインバウンド需要の盛り上がりが見られる等、業界への追い風はあったものの、一方で深刻な人材不足は引き続き業界全体の課題となっていることや、電気料金等のインフラコストが依然高い水準であること、円安の継続による原材料価格の高止まり等、不透明な経営環境となっております。

このような状況の中で当社は、今後の継続的な成長の実現を支える基盤を作るために、経営理念である「時流を見先した『こだわり』の限りなき追求」に基づき、過去最大となる年間42店の新規出店、第三の柱と成り得る事業へのチャレンジを進めるとともに、店舗運営の基礎となる人材の採用・育成、従業員の労務管理の徹底及び衛生管理体制の強化を、前事業年度に引き続き取り組んでまいりました。

鳥良事業部門においては、従来「鳥良」から業態転換にて出店していた「鳥良商店」モデルの好調を受け、一階路面にて「鳥良商店」を1店舗出店致しました。一方店舗立地等を勘案し、「鳥良」1店舗を「磯丸水産」に業態転換しましたことにより、当期末現在の店舗数は「鳥良商店」を含め36店舗となりました。なお、鳥良事業部門では、前事業年度中に5店舗の閉店を行った影響により、売上高は5,790百万円(前事業年度比2.1%減)となりました。

磯丸事業部門においては、従来の出店の中心である首都圏の繁華街への出店のほか、郊外エリア、ビジネスエリア、及び関西エリアに積極的な出店を行いました。さらに7月には今後の事業領域拡大へのトライアルとして、フランチャイズ店を2店開業いたしました。その結果、「磯丸水産」を43店舗出店(フランチャイズ店2店舗を含む)し、期末現在の店舗数は111店舗となりました。その結果、磯丸事業部門における売上高は21,065百万円(前事業年度比63.6%増)となりました。

その他部門におきましては、新鮮なネタを24時間年中無休で1貫よりお好みで注文できる「きづなすし」をあらたに1店舗出店し、期末現在の店舗数は10店舗となりました。その他部門における売上高は1,742百万円(前事業年度比33.9%増)となりました。

以上の結果、売上高28,598百万円(前事業年度比42.3%増)、営業利益3,066百万円(前事業年度比54.9%増)、経常利益3,333百万円(前事業年度比68.1%増)、当期純利益2,030百万円(前事業年度比72.3%増)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は3,516百万円であり、その主なものは新規出店資金(敷金及び保証金を含む)であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度においては、当事業年度を含め3年間における新規出店のための設備投資に充当するための公募増資を行ったこと、及び新株予約権の行使に伴い、総額13,027百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 2 期 (平成24年9月期)	第 3 期 (平成25年9月期)	第 4 期 (平成26年9月期)	第 5 期 (当事業年度) (平成27年9月期)
売 上 高 (千円)	13,773,534	15,442,005	20,097,933	28,598,195
経 常 利 益 (千円)	879,867	1,359,282	1,982,667	3,333,593
当 期 純 利 益 (千円)	240,500	605,450	1,178,705	2,030,866
1株当たり当期純利益 (円)	6,696.32	28.83	56.13	74.82
総 資 産 額 (千円)	10,532,897	10,148,360	12,400,126	23,712,928
純 資 産 額 (千円)	2,227,139	1,902,769	3,081,475	18,204,454
1株当たり純資産額 (円)	98,084.89	90.61	146.74	629.85

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。
2. 当社は、平成25年9月19日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。第3期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第2期の1株当たり当期純利益は、当期純利益から優先配当額を控除して算定しております。
4. 第2期の1株当たり純資産額は、優先株式に係る額を考慮し算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスであり、同社は当社の株式を19,634,300株(出資比率67.93%)保有しております。親会社との間で、親会社が株主に贈呈する「株主様ご優待券」に係る精算取引等を行っております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、①少子高齢化の進展、コンビニをはじめとする中食市場の拡大等から、外食機会そのものの減少が見られること、②業界への新規参入が絶えず、かつ既存業者も消費者ニーズの多様化を見据えた新しい提案を日々市場に投入する等、激しい企業間競争があること、③訪日外国人の増加によるいわゆるインバウンド需要が首都圏を中心とする大都市圏の消費動向に影響を与えていること、④首都圏を中心とする再開発により市場環境の変化が更に加速すると考えられること等により、今後はますます流動的な環境となっていくことが想定されます。当社といたしましては、着実な新規出店、店舗運営力の強化、内部組織の充実に取り組み、収益機会を着実に捕捉して、継続的に企業価値を高めていく方針であります。なお、具体的な施策は以下のとおりであります。

① 新規出店の継続、出店エリアの拡大及び新業態の開発

当社は、手羽先唐揚専門店の「鳥良」と魚貝・鮮魚をメインとした「磯丸水産」という外食店舗(居酒屋)を主に首都圏において展開しております。こだわりをもった店づくりに取り組むと同時に、料理・サービス力の向上、店舗設備の改善等を常に図ることにより、競合店舗との差別化を図っております。現在の事業領域において継続的な事業拡大を図るために、新規出店の継続、出店エリアの拡大と新業態の開発を進めていく方針です。なお、新規出店に関しましては、相対的に店舗数が少ないエリアへの出店を含め、平成28年2月期は決算期変更を行うため17店舗の新規出店を予定しており、平成29年2月期は40店舗程度の新規出店を計画しております。また同時に、収益を確保できる新業態への取り組みを進めてまいります。

② 人材の確保及び育成の強化

事業拡大のための店舗数の拡大を行い、店舗売上・客数の確保、業務の継続的な効率化への取り組み等を行うためには、優秀な人材の確保及び育成は不可欠な要素となっており、重要な課題であると考えております。当社では当事業年度より営業本部の中に「人材開発部」を設置し、この課題に一層注力することといたしました。具体的な対策としましては、人材の確保については、中途採用の拡充及び新規学卒者の安定的な採用による正社員の確保、パートタイマー・アルバイトの採用を強化していく方針です。また、人材の育成については、社員の階層に合わせた研修プログラムの開発・実施を行うとともに、日常的には店舗におけるOJTを中心とした教育を行い、社員の定着・育成に取り組んでいく方針です。

③ 店舗収益力の維持、向上

外食産業は、個人消費の動向に影響を受けやすく、また参入が比較的に容易であることから、企業間競争は激化する傾向にあります。その中で当社は、厳選した食材を使用し、店舗内調理による付加価値を提供することで店舗収益を確保しながら、効果的な販促活動によりリピート率の向上及び新規顧客の獲得を図る戦略をとっております。今後も各種施策を実行すること等により、店舗収益力の維持、向上を図っていく方針です。

④ 衛生管理の強化、徹底について

外食産業においては、食中毒事故の発生や偽装表示の問題等により、食材の安全性に対する社会的な要請が強くなっております。当社の各店舗では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に本社人員による店舗監査や食品工場への監査を行っております。また当事業年度からは、さらなる衛生管理の強化への取り組みとして外部機関のチェックを導入することといたしました。今後も法令改正等に対応しながら、衛生管理体制のより一層の強化を図っていく方針です。

⑤ 経営管理組織の充実

当社は、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、更なる企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充し、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び全従業員に対しての継続的な教育活動を行っていく方針です。

(5) 主要な事業内容(平成27年9月30日現在)

当社は、手羽先唐揚専門店の「鳥良」及び魚貝・鮮魚をメインとした「磯丸水産」を主力業態として、居酒屋をチェーン展開しております。なお、首都圏、関西圏は直営で、愛知県はフランチャイズ方式にて展開しております。また、業態の開発や店舗エリアの拡大にも積極的に取り組んでおります。各業態の特徴は以下のとおりであります。

業 態	特 徴	店舗数
鳥 良 西 の 舞 おもてなしとりよし	「手羽先唐揚」を看板料理とし、照明を抑えた落ち着いた雰囲気、店舗ごとに異なる内装を特徴としております。鶏料理、和食を主軸に、手作りであることにこだわったメニューを幅広く取り揃え、お客様に喜びと満足を提供することを目指す店舗であります。	32店舗
磯丸水産	海辺の磯料理屋をイメージ。海産物を入れる木箱や漁船用の照明を随所に取り入れた雰囲気、各地より仕入れた海産物を、鮮魚や浜焼きにて提供する業態であります。	109店舗
鳥良商店	鳥良にカジュアルな要素を加えた新しいスタイルです。開放的で入りやすさを演出したエントランス、明るく活気溢れる店内で、手羽先唐揚をはじめとした一品料理を気軽にお楽しみいただけます。	4 店舗
鉄板二百℃	大型のカウンターを前に気軽に鉄板焼きがお楽しみいただけます。新鮮な食材を大型鉄板で調理する様子がライブでお楽しみいただける店舗としております。	3 店舗
CASA DEL GUAPÓ CASA DEL BUENO	スペイン現地にあるバルスタイルを忠実に再現した、カジュアルな雰囲気とスペイン料理をお客様に楽しんでいただける業態であります。	2 店舗
玉丁本店	名古屋名物「味噌煮込みうどん」を堪能できる店であり、味噌、麺、だしのすべてにこだわりぬいた味わいをお客様に楽しんでいただける業態であります。	1 店舗
ビストロ ISOMARU	低価格＝大衆のイメージを破るべく、低価格でありながらおしゃれ感を追求。スマートカジュアルな空間で、旨い洋食をお値打ち価格で楽しめる業態であります。	1 店舗
きづなすし	各地の漁港より取り寄せる新鮮なネタを美味しく、安く、24時間、年中無休で一貫よりお好みで注文できる寿司業態であります。	2 店舗
生そば玉川	「挽きたて、打ちたて、茹でたて」をモットーに、旨いそばをリーズナブルな価格で、日常的に召し上がっていただける店を目指した業態であります。	1 店舗

(注) 磯丸水産のフランチャイズ店舗(2店舗) については、除外してあります。

(6) 主要な事業所等(平成27年9月30日現在)

本社 東京都世田谷区玉川二丁目21番1号

店舗の状況については、以下のとおりであります。

所在地	店舗数	鳥良 (注1)	磯丸 水産	鳥良 商店	鉄板 二百℃	スペイ ンバル (注2)	玉丁 本店	ビストロ ISOMARU	きづな すし	生そば 玉川
東 京	100	22	65	3	3	2	1	1	2	1
神奈川	20	2	18	—	—	—	—	—	—	—
千 葉	10	3	7	—	—	—	—	—	—	—
埼 玉	15	3	11	1	—	—	—	—	—	—
大 阪	9	2	7	—	—	—	—	—	—	—
兵 庫	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
合 計	155	32	109	4	3	2	1	1	2	1

- (注) 1. 「酉の舞」、「おもてなしとりよし」を含みます。
2. 「CASA DEL GUAPO」及び「CASA DEL BUENO」を展開しております。
3. 「磯丸水産」のフランチャイズ店舗(2店舗)は除外しております。

(7) 従業員の状況(平成27年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
794名	255名	34.0歳	4.4年

- (注) 1. 従業員数には使用人兼務取締役及び臨時雇用者を含んでおりません。
2. 平均年齢は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しております。
3. 上記のほか、契約社員、パート及びアルバイトが5,291名おります。

(8) 主要な借入先の状況(平成27年9月30日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	187,500千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	125,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	80,000千円
合 計	392,500千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(平成27年9月30日現在)

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 28,903,000株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 19,471名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス	19,634,300株	67.93%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140030	446,400株	1.54%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	429,400株	1.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	321,900株	1.11%
麒麟麦酒株式会社	210,000株	0.73%
三井食品株式会社	210,000株	0.73%
株式会社ジャックル浦島屋	210,000株	0.73%
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCs JAPAN	204,041株	0.71%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	194,600株	0.67%
野村信託銀行株式会社(投信口)	158,200株	0.55%

(注) 持株比率は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項(平成27年9月30日現在)

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第1回新株予約権
発行日	平成24年8月30日
新株予約権の数	357個
保有人数	
当社取締役(社外役員を除く)	3名
当社社外取締役(社外役員に限る)	—
当社監査役	—
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 357,000株 (新株予約権1個当たり1,000株)
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 335円
新株予約権の行使期間	平成26年8月30日から 平成34年8月28日まで
新株予約権の行使条件	①各本新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。 ②本新株予約権の行使時において、本新株予約権者が、当社の幹部役職員の地位を有している場合に限り行使することができる。但し、当社の取締役会において特例として承認された場合には、退任後の行使を妨げない。 ③無償取得事由が発生していない場合に限り行使することができる。
新株予約権の取得事由	当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合において、当社取締役会が別途取得日を定めたときは、当該取得日に、本新株予約権を無償で取得する。 ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案、又は本新株予約権の目的である株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案につき、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)。 ②本新株予約権又は本新株予約権者について、本新株予約権を行使できる条件に該当しなくなった場合。 ③その他本新株予約権者との間で締結した新株予約権引受契約に定める事由が発生した場合。

(注) 当社は、平成25年9月19日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。

(2) 使用人に対し当事業年度中に交付した新株予約権等

該当事項はありません。

4. 会社の役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況(平成27年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	寒 川 良 作	
代表取締役社長	佐 藤 誠	
取締役副社長	光 行 康 明	管理部門管掌
常 務 取 締 役	野 崎 哲 也	営業本部長兼業態推進部長
取 締 役	川 井 潤	株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス 専務取締役管理本部担当
取 締 役	日 野 大 平	株式会社クリエイト・レストランツ 首都圏ビュッフェ第2営業部長
常 勤 監 査 役	清 水 敏 則	
監 査 役	安 藤 算 浩	監査法人ナカチ代表社員
監 査 役	森 本 裕 文	株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス 常勤監査役

- (注) 1. 取締役川井潤、日野大平の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役清水敏則、安藤算浩、森本裕文の3氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役清水敏則氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役安藤算浩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 常勤監査役清水敏則、監査役安藤算浩の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定しています。
6. 当社は執行役員制度を導入しており、平成27年9月30日現在における執行役員(執行役員を兼務している取締役を除く。)は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	落 合 一 喜	店舗開発本部長
執 行 役 員	神 野 忍	商品本部長兼商品開発部長
執 行 役 員	坂 本 聡	企画・管理本部長兼経営企画部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	4 名 (一)	116,714千円 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	2 名 (2名)	16,533千円 (16,533千円)
合 計 (うち社外役員)	6 名 (2名)	133,247千円 (16,533千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成25年12月26日開催の定時株主総会において決議いただいております年額120,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない)の範囲で取締役会にて決定しております。
2. 監査役の報酬限度額は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、平成23年4月22日開催の臨時株主総会において決議いただいております年額20,000千円以内の範囲で、監査役の協議において決定しております。
3. 上記には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額13,334千円(取締役3名分12,201千円、監査役1名分1,133千円(うち社外監査役1,133千円))を含んでおります。
4. 旧サムカワフードプランニング株式会社において、当社による完全子会社化に際し、平成22年12月27日開催の同社臨時株主総会で、同社の創業者に対する役員退職慰労金(301,000千円)の打ち切り支給を決議いたしました。当該役員退職慰労金の支払いは、当社取締役の退任後としていることから、未払金として計上しております。
5. 当社の社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額は、2名で42,276千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役川井潤氏及び社外監査役森本裕文氏は、それぞれ株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの専務取締役及び常勤監査役を兼職しております。両氏の兼職先である株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスは当社発行済株式の67.93%を保有する当社の親会社であります。また、社外取締役日野大平氏は、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの子会社である株式会社クリエイト・レストランツの首都圏ビュッフェ第2営業部長を兼職しております。株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスとは、同社が同社株主に贈呈する「株主様ご優待券」に係る精算取引等を行っております。

社外監査役安藤算浩氏は監査法人ナカチの代表社員であります。当該兼職先と当社との関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	川 井 潤	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回出席し、主に上場会社の管理担当役員としての豊富な経験、見地から適宜発言を行っております。
社外取締役	日 野 大平	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回出席し、主に飲食業界における商品開発担当としての豊富な経験、見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	清 水 敏則	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回、また監査役会には13回中13回出席し、主に出身である金融機関を通じて培った知識、経験から、適宜発言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	安藤 算浩	当事業年度に開催された取締役会には、19回中18回、また監査役会には13回中12回出席し、主に公認会計士として培った知識、経験から、適宜発言を行っております。
社外監査役	森本 裕文	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回、また監査役会には13回中13回出席し、主に上場会社の監査役としての経験、見地から、適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 20,000千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 21,000千円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会での決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

I 業務の適正を確保するための体制の概要

当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議した内容は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」に基づき、定期的な研修等を通じて周知徹底に努める。
- ② 社長がチーフ・コンプライアンス・オフィサーとなり、全社のコンプライアンス意識向上に努める。
- ③ 適切な財務諸表作成のために、経理財務部部長は「経理規程」に基づき、業務を執行するとともに、周知徹底に努める。
- ④ コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、コンプライアンス相談窓口（電子メール）及び顧問弁護士宛の内部通報窓口による報告経路を設置しており、法令違反行為や不正行為の早期発見及び迅速且つ適切な対応を行う体制を整備している。
- ⑤ 内部監査室は各部署の監査を定期的に行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーや監査役会との情報交換会を定期的に開催する。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、並びに、これらと係わりのある企業や団体、個人とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、また、これらによる不当要求は断固として拒否することを、「企業行動規範」において、遵守事項として掲げている。また、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整備している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、「文書管理規程」に基づき、所定の期間保存する。定めのない情報については、管理部門管掌役員と協議の上、保存の要否及び期間を定めて保存する。
- ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループには、店舗オペレーショナルリスク、コンプライアンスリスク、投資リスク、信用リスクといった事業リスクがある。これらのリスクについては、個々の責任部署が対応し、必要に応じて取締役会において状況の確認及び必要な措置を検討する。

また、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、会社内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した関連社内規程を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

- ② 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、迅速に対応することとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を毎月1回以上開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 取締役会は、毎事業年度末までに翌事業年度の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、毎月開催される取締役会において進捗状況を確認する。
- ③ 取締役会において取締役の業務執行範囲を定めるとともに、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「職務権限規程(別表)」に基づいた権限委譲を各役員に行い、効率的な業務執行を実現する。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、当社及び親会社を含む各社と情報の共有化、各種の指示・要請の伝達や実行が効果的に行われる体制を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、監査役の職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、会社に対して常設ないしは臨時で人員を配置するよう要請できるものとする。

(7) 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より、監査業務の補助の要請を受けた使用人は、その要請された業務の遂行に関して、取締役等の指揮命令を受けない。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は取締役会その他の重要な経営会議に出席し、報告を求めることができる。また、監査役が必要と判断する会議の議事録について回覧ができる。
- ② 著しい損失や重大なコンプライアンス違反が発生又は発生のおそれがある場合は、担当取締役は監査役に対して遅滞なく報告を行う。
- ③ 監査役への報告を行った取締役及び従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。
- ④ 監査役はいつでも必要に応じ、取締役に対して報告を求めることができることとする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、速やかに処理するものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、取締役、使用人、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催することとする。

(11) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

Ⅱ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 取締役及び従業員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう、役員及び店長が出席する会議や、社内メール等を通じて研修・啓蒙を行っております。
- (2) 取締役会議事録、株主総会議事録、その他重要な書類等は文書管理規程に基づき適切に作成・管理しております。
- (3) 監査役は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席しております。また、取締役社長は、監査役と定期的に意見交換を行っております。
- (4) 監査役、取締役、使用人及び会計監査人は、随時意見交換会を行い、監査役監査の実効性の確保を図っております。

貸 借 対 照 表

(平成27年 9 月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,338,223	流 動 負 債	4,406,721
現 金 及 び 預 金	5,712,262	買 掛 金	808,737
売 掛 金	247,063	1年内返済予定の長期借入金	145,000
有 価 証 券	4,499,694	リ ー ス 債 務	52,654
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	88,601	未 払 金	650,149
前 払 費 用	351,379	未 払 費 用	903,126
繰 延 税 金 資 産	300,824	未 払 法 人 税 等	1,022,661
未 収 入 金	109,779	未 払 消 費 税 等	427,890
そ の 他	28,619	預 り 金	37,229
		前 受 収 益	64,710
固 定 資 産	12,374,704	賞 与 引 当 金	293,775
有 形 固 定 資 産	6,106,691	そ の 他	785
建 物	4,942,411	固 定 負 債	1,101,751
構 築 物	3,443	長 期 借 入 金	247,500
工 具、器 具 及 び 備 品	657,386	リ ー ス 債 務	210,408
リ ー ス 資 産	204,205	退 職 給 付 引 当 金	132,336
建 設 仮 勘 定	299,244	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	43,718
無 形 固 定 資 産	2,065,648	資 産 除 去 債 務	76,800
の れ ん	2,050,897	長 期 未 払 金	228,082
商 標 権	259	そ の 他	162,905
ソ フ ト ウ ェ ア	6,007		
そ の 他	8,483	負 債 合 計	5,508,473
投 資 そ の 他 の 資 産	4,202,365	純 資 産 の 部	
出 資 金	375	株 主 資 本	18,204,454
長 期 前 払 費 用	619,031	資 本 金	6,587,412
繰 延 税 金 資 産	97,473	資 本 剰 余 金	7,661,591
敷 金 及 び 保 証 金	3,480,560	資 本 準 備 金	7,648,912
そ の 他	13,425	そ の 他 資 本 剰 余 金	12,679
貸 倒 引 当 金	△8,500	利 益 剰 余 金	3,955,450
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,955,450
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,955,450
		純 資 産 合 計	18,204,454
資 産 合 計	23,712,928	負債及び純資産合計	23,712,928

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

損 益 計 算 書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
【売上高】			28,598,195
【売上原価】			8,028,095
	売上総利益		20,570,100
【販売費及び一般管理費】			17,503,139
	営業利益		3,066,961
【営業外収益】			
受取利息		94	
有価証券利息		3,109	
受取賃貸料		31,345	
協賛金収入		337,645	
その他		8,766	380,962
【営業外費用】			
支払利息		17,127	
株式交付費		50,850	
上場関連費用		26,599	
不動産賃貸原価		4,061	
その他		15,691	114,330
	経常利益		3,333,593
【特別利益】			
固定資産売却益		32	32
【特別損失】			
固定資産除却損		190	190
	税引前当期純利益		3,333,436
	法人税、住民税及び事業税	1,329,625	
	法人税等調整額	△27,055	1,302,570
	当期純利益		2,030,866

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	48,000	1,109,500	12,679	1,122,179	1,911,295	1,911,295	3,081,475	3,081,475
会計方針の変更による累積的影響額					13,288	13,288	13,288	13,288
会計方針の変更を反映した当期首残高	48,000	1,109,500	12,679	1,122,179	1,924,584	1,924,584	3,094,763	3,094,763
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	6,539,412	6,539,412		6,539,412			13,078,825	13,078,825
当 期 純 利 益					2,030,866	2,030,866	2,030,866	2,030,866
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	6,539,412	6,539,412	—	6,539,412	2,030,866	2,030,866	15,109,691	15,109,691
当 期 末 残 高	6,587,412	7,648,912	12,679	7,661,591	3,955,450	3,955,450	18,204,454	18,204,454

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | | |
|------------|---|-----|
| ① 有価証券 | 満期保有目的の債券 | 原価法 |
| ② 原材料及び貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） | |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産
（リース資産を除く） | 定率法
但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3年～40年
構築物 20年
工具、器具及び備品 3年～18年 |
| ② 無形固定資産
（リース資産を除く） | 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法のれんについては、12年の定額法 |
| ③ リース資産 | 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |
| ④ 長期前払費用 | 均等償却
なお、主な耐用年数は3年～5年であります。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 |

③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また数理計算上の差異については、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が20,646千円減少し、繰越利益剰余金が13,288千円増加しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「上場関連費用」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度における「上場関連費用」は4,792千円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① セールアンド割賦バック取引による所有権留保資産

建物	234,094千円
構築物	341千円
工具、器具及び備品	6,859千円
合計	241,295千円

② 上記に対応する債務

未払金	59,882千円
長期未払金	121,394千円
合計	181,277千円

(2) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

建物	2,797,224千円
構築物	15,728千円
工具、器具及び備品	608,676千円
リース資産	328,507千円
合計	3,750,137千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	3,869千円
----------------	---------

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 固定資産除却損の内訳は、以下のとおりであります。

工具、器具及び備品	190千円
合計	190千円

- (2) 関係会社との取引高

営業取引	18,656千円
------	----------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 28,903,000株

- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

- (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成27年12月22日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	578,060千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	20円
④ 基準日	平成27年9月30日
⑤ 効力発生日	平成27年12月24日

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 900,000株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産

賞与引当金	97,122千円
未払事業税	80,927千円
未払事業所税	8,970千円
リース債務	11,611千円
未払金否認	102,192千円
計	300,824千円

② 固定資産

退職給付引当金	42,744千円
役員退職慰労引当金	14,121千円
減価償却超過額	14,525千円
リース債務	52,581千円
資産除去債務	24,806千円
その他	30,575千円
繰延税金負債(固定)との相殺	△58,942千円

小計	120,412千円
評価性引当額	△22,939千円
計	97,473千円

繰延税金資産合計	398,297千円
----------	-----------

(繰延税金負債)

固定負債

資産除去債務に対応する除去費用	△13,399千円
リース資産	△45,543千円
繰延税金資産(固定)との相殺	58,942千円

繰延税金負債合計	—
----------	---

差引：繰延税金資産純額	398,297千円
-------------	-----------

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.64%
(調整)	
住民税均等割	2.17%
のれん償却額	2.92%
法人税等の特別控除額	△2.98%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.07%
その他	0.26%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.08%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)及び「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に利用する法定実効税率は、平成27年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の35.64%から33.06%に、平成28年10月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については35.64%から32.30%に変動いたします。

この法定実効税率の変動により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が35,691千円減少し、法人税等調整額(借方)が同額増加しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、店舗の厨房設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

残高はありません。

② 未経過リース料期末残高相当額

残高はありません。

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	6,424千円
減価償却費相当額	5,961千円
支払利息相当額	52千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価保証額とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、主に店舗の新規出店に必要な資金を設備投資計画に照らして、必要性を勘案し調達しております。資金運用については、資金の流動性確保を第一とし、一部について、信用リスク、金利等を考慮し、元本割れの可能性が極めて低いと判断した金融商品で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。発行体の信用リスクについては、格付けの高い債券を保有し、また定期的に発行体の財政状態等を把握することによって、リスクの軽減を図っております。市場価格の変動リスクについては、四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に店舗賃借取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払費用は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利で調達しております。償還日は決算日後5年以内であります。

長期未払金は、主に設備投資に必要な資金を調達したものであり、返済日は決算日後最長で7年以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

敷金及び保証金については、取引開始時に差入先の信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜差入先の信用状況の把握に努めております。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

経理財務部が適時に資金繰表を作成・更新するとともに、適切な手許流動性を確保すること等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	5,712,262	5,712,262	—
② 有価証券	4,499,694	4,499,694	—
③ 敷金及び保証金	3,480,560	2,962,258	△518,302
資産計	13,692,517	13,174,215	△518,302
① 未払費用	903,126	903,126	—
② 長期借入金 ^(※1)	392,500	392,417	△82
③ 長期未払金(割賦) ^(※2)	318,990	318,375	△614
負債計	1,614,616	1,613,919	△697

(※1) 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(※2) 1年内返済予定の長期未払金(割賦)も含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、有価証券

現金及び預金、有価証券については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、想定した賃貸借契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払費用

未払費用については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

固定金利であり、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に、想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 長期未払金(割賦)

長期未払金(割賦)の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	5,685,060	—	—	—
有価証券	4,499,694	—	—	—
敷金及び保証金	—	165,194	—	—
合計	10,184,754	165,194	—	—

(※) 敷金及び保証金のうち、現時点において償還予定が確定していないものについては、記載をしておりません。

(注3) 長期借入金及び長期未払金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	145,000	145,000	82,500	20,000	—	—
長期未払金(割賦)	90,907	91,403	91,720	22,190	16,341	6,427
合計	235,907	236,403	174,220	42,190	16,341	6,427

10. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の 名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
役員	佐藤 誠	(被所有) 直接 0.197%	当社取締役	ストック・オプションの行使(注)	23,450	—	—
役員	光行 康明	(被所有) 直接 0.202%	当社取締役	ストック・オプションの行使(注)	23,450	—	—
役員	野崎 哲也	(被所有) 直接 0.107%	当社取締役	ストック・オプションの行使(注)	23,450	—	—

(注) 上記のストック・オプション行使取引は、平成24年8月29日に発行決議がなされた第1回新株予約権の行使によるものです。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 629円85銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 74円82銭 |

1株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額（千円）	18,204,454
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	—
普通株式に係る当事業年度末の純資産額（千円）	18,204,454
1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式の数（株）	28,903,000

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

当期純利益（千円）	2,030,866
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,030,866
普通株式の期中平均株式数（株）	27,142,350

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	142,048千円
会計方針の変更による累積的影響額	△20,646千円
会計方針の変更を反映した期首残高	121,401千円
勤務費用	19,039千円
利息費用	327千円
数理計算上の差異の発生額	3,939千円
退職給付の支払額	△8,432千円
退職給付債務の期末残高	136,275千円

② 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	136,275千円
未積立退職給付債務	136,275千円

未認識数理計算上の差異	△3,939千円
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	132,336千円

退職給付引当金	132,336千円
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	132,336千円

③ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	19,039千円
利息費用	327千円
数理計算上の差異の費用処理額	△35,827千円
確定給付制度に係る退職給付費用	△16,460千円

④ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	0.27%

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年11月20日

S F P ダイニング株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山崎 博行 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 甘楽 眞明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S F P ダイニング株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な店舗において業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年11月26日

S F P ダイニング株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	清水 敏則	㊞
監 査 役（社外監査役）	安藤 算浩	㊞
監 査 役（社外監査役）	森本 裕文	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、新規出店による事業規模の拡大と経営体質強化のための内部留保、経営成績及び財政状態を勘案し、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、基本方針に基づき、次の通りといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき20.00円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、578,060,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年12月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 今後の事業の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。

(2) 親会社である株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスは事業年度を3月1日から翌年2月末日までと定めており、経営全般にわたって、より効率的な運営を行うため、親会社と事業年度を統一するものであります。

(3) 当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(4) 会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)により、責任限定契約の締結をすることができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を伴わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第28条第2項の変更を行うものであります。なお、本定款変更については、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線を付した部分に変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行通り)
(目 的)	(目 的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行通り)
(1)～(4) (条文省略)	(1)～(4) (現行通り)
(新設)	<u>(5) 家庭用雑貨、家庭用電気製品の小売、卸売及び輸出入</u>
(新設)	<u>(6) 映像ソフト、音楽ソフト及び書籍の制作、販売</u>
<u>(5)～(14)</u> (条文省略)	<u>(7)～(16)</u> (現行通り)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行通り)
(機関構成)	(機関構成)
第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
<u>(3) 監査役会</u>	<u>(3) 会計監査人</u>
<u>(4) 会計監査人</u>	
第5条～第12条 (条文省略)	第5条～第12条 (現行通り)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集)	(招集)
第13条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第13条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>5月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)
第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>9月30日</u> とする。	第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>2月末日</u> とする。
第15条～第18条 (条文省略)	第15条～第18条 (現行通り)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 (条文省略) (新設) (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (新設) (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 (現行通り) 2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u> (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 4 <u>当会社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> 5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開催の時までとする。</u>

現行定款	変更案
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設)	(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第22条～第23条 (条文省略)	第22条～第23条 (現行通り)
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第25条 (条文省略)	第25条 (現行通り)
(新設)	(重要な業務執行の委任)
	第26条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
<u>第26条</u> (条文省略) (報酬等) <u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与及び退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) <u>第28条</u> (条文省略) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 <u>第29条</u> (条文省略) <u>第6章 監査役及び監査役会</u> (員数) <u>第30条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。 (選任方法) <u>第31条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	<u>第27条</u> (現行通り) (報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与及び退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> (取締役の責任免除) <u>第29条</u> (現行通り) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 <u>第30条</u> (現行通り) (削除)

現行定款	変更案
(任期) 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役) 第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知) 第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (監査役会規程) 第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> (監査役の報酬等) 第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) 第37条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	

現行定款	変更案
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (新設) 第7章 計 算 (事業年度) 第38条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 (中間配当) 第40条 当会社は取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。	第6章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 第7章 計 算 (事業年度) 第33条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。 (中間配当) 第35条 当会社は取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。

現行定款	変更案
(配当金の除斥期間) <u>第41条</u> (条文省略)	(配当金の除斥期間) <u>第36条</u> (現行通り)
(新設)	(附則)
	(監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第1条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第5回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
	(事業年度に関する経過措置) <u>第2条</u> <u>第33条(事業年度)の規定に関わらず、第6期事業年度は平成27年10月1日から平成28年2月29日までの5か月間とする。なお、本附則は第6期事業年度終了後これを削除する。</u>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。また、取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。これを機会に経営体制を見直すことにより2名減員し、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案にかかる決議の効力は、第2号議案にかかる定款変更の効力の発生を条件として発生するものといたします。

なお、第5回定時株主総会において、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、会社法第332条第3項の定めにより、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、平成28年5月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日) 保有する当社の 株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	佐 藤 誠 さ とう まこと (昭和38年6月21日) 57,200株	昭和61年4月 昭和63年10月 平成15年4月 平成15年12月 平成23年5月 平成23年10月 平成25年1月	銀座レストラン高松 入社 サムカワフードプランニング株式会社 入社 同社 取締役営業本部長 同社 取締役開発本部長 サムカワフードプランニング株式会社 (現当社) 取締役商品本部長 当社 取締役常務執行役員商品本部長 当社 代表取締役社長 (現任)
2	野 崎 哲 也 の ざ き てつ や (昭和41年7月9日) 31,000株	昭和62年4月 昭和64年1月 平成16年10月 平成23年5月 平成23年10月 平成24年4月 平成26年10月	有限会社JUN企画 入社 サムカワフードプランニング株式会社 入社 同社 第一営業部 部長 サムカワフードプランニング株式会社 (現当社) 営業管理部長 当社 執行役員営業本部長兼鳥良事業 部長兼磯丸事業部長兼業態推進部長 当社 執行役員営業本部長兼業態推進 部長 当社 常務取締役執行役員営業本部長 兼業態推進部長 (現任)
3	坂 本 聡 さか もと さとし (昭和53年10月1日) 22,300株	平成13年4月 平成18年10月 平成23年5月 平成23年10月 平成25年1月 平成25年10月	サムカワフードプランニング株式会社 入社 同社 総務部長 サムカワフードプランニング株式会社 (現当社) 経営企画部長 当社 執行役員経営企画部長 当社 執行役員経営企画本部長兼経営 企画部長 当社 執行役員企画・管理本部長兼経 営企画部長 (現任)

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日) 保有する当社の 株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
4	かわ い じゅん 川 井 潤 (昭和38年10月 7 日) 0 株	昭和62年 4 月 平成15年 8 月 同 平成16年 6 月 平成16年 9 月 平成18年 5 月 平成20年 3 月 平成22年 9 月 平成25年 4 月	株式会社日本興業銀行（現 株式会社 みずほ銀行）入行 みずほ証券株式会社退社 株式会社クリエイト・レストランツ （現 株式会社クリエイト・レストラ ンツ・ホールディングス）入社 取締役管理本部長 同社 常務取締役管理本部長 同社 常務取締役管理グループ担当 同社 専務取締役管理グループ担当 同社 専務取締役管理本部担当（現任） 同社 専務取締役管理本部担当 兼海外営業本部担当 当社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社クリエイト・レストランツ・ ホールディングス 専務取締役管理本 部担当

- (注) 1. 候補者と当社に特別な利害関係はありません。
2. 取締役候補者川井潤氏は、当社の親会社である株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの専務取締役を兼務しております。
3. 取締役候補者川井潤氏の過去5年間での当社の親会社である株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスにおける業務執行者としての地位及び担当については、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
4. 当社は適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、本定時株主総会において「第2号議案 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、業務執行を伴わない取締役との間で、任務を怠ったことによる当社への賠償責任を法令が規定する最低責任限度額の範囲に限定する契約を締結できる旨を定める予定としております。業務執行を伴わない取締役候補者である川井潤氏が選任された時は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日) 保有する当社の 株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	あん どう かいず ひろ 安 藤 算 浩 (昭和22年2月26日) 2,000株	昭和61年4月 平成4年7月 平成9年7月 平成10年3月 平成15年12月 平成21年6月 平成23年5月	プライスウォーターハウス会計事務所 入所 青山監査法人代表社員 就任 安藤会計事務所開設 所長(現任) 監査法人ナカチ代表社員 (現任) 旧サムカワフードプランニング株式会 社 監査役 株式会社財務戦略ナカチ 代表取締役 (現任) 当社 監査役(現任) (重要な兼職の状況) 監査法人ナカチ 代表社員
2	いけ だ たつ ろう 池 田 竜 郎 (昭和47年5月20日) 0株	平成12年10月 同 平成15年4月 平成19年1月 平成20年1月	弁護士登録 芝総合法律事務所 入所 公認会計士登録 芝総合法律事務所 パートナー 虎ノ門ステーション法律事務所(現 日 比谷ステーション法律事務所)設立 代 表弁護士(現任) (重要な兼職の状況) 日比谷ステーション法律事務所 代表 弁護士

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日) 保有する当社の 株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
3	かき はら やすし 柿 原 靖 (昭和49年5月21日) 0株	平成11年4月 平成16年5月 平成19年7月 平成24年10月 平成25年12月	東銀リース株式会社 入社 山田ビジネスコンサルティング株式会 社 入社 安田企業投資株式会社 入社 株式会社技術経営機構 入社 執行役員 株式会社クリエイト・レストランツ・ ホールディングス 入社 管理本部経 営企画部経営企画チームマネージャー (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社クリエイト・レストランツ・ ホールディングス 管理本部経営企画部経営企画チームマ ネージャー

- (注) 1. 候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 安藤算浩氏及び池田竜郎の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は安藤算浩氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、池田竜郎氏については、第5回定時株主総会において選任されることを条件として独立役員として指定、届出を行う予定です。
4. 安藤算浩氏は、すでに平成23年5月から当社の社外監査役を務め、当社の事業内容等に精通しており、また公認会計士及び税理士としての長年の識見と経験から、当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、同氏は現在当社社外監査役であります、その就任期間は、本総会終結の時をもって4年8か月であります。
5. 池田竜郎氏は、弁護士及び公認会計士としての長年の識見と経験から、当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
6. 柿原靖氏は、当社の親会社である株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの管理本部経営企画部経営企画チームマネージャーを兼務しております。
7. 柿原靖氏の過去5年間の当社の親会社である株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスにおける業務執行者としての地位及び担当については、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
8. 当社は適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、本定時株主総会において「第2号議案 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、業務執行を伴わない取締役との間で、任務を怠ったことによる当社への賠償責任を法令が規定する最低責任限度額の範囲に限定する契約を締結できる旨を定める予定としております。業務執行を伴わない取締役候補者である安藤算浩、池田竜郎及び柿原靖の各氏が選任された時は、各氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成25年12月26日開催の第3回定時株主総会において、年額1億2千万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)とご承認をいただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を勘案して、年額9千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名(うち社外取締役2名)ですが、第2号議案及び第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額2千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案通り承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される光行康明氏、監査役を退任される清水敏則氏及び安藤算浩氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。具体的金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

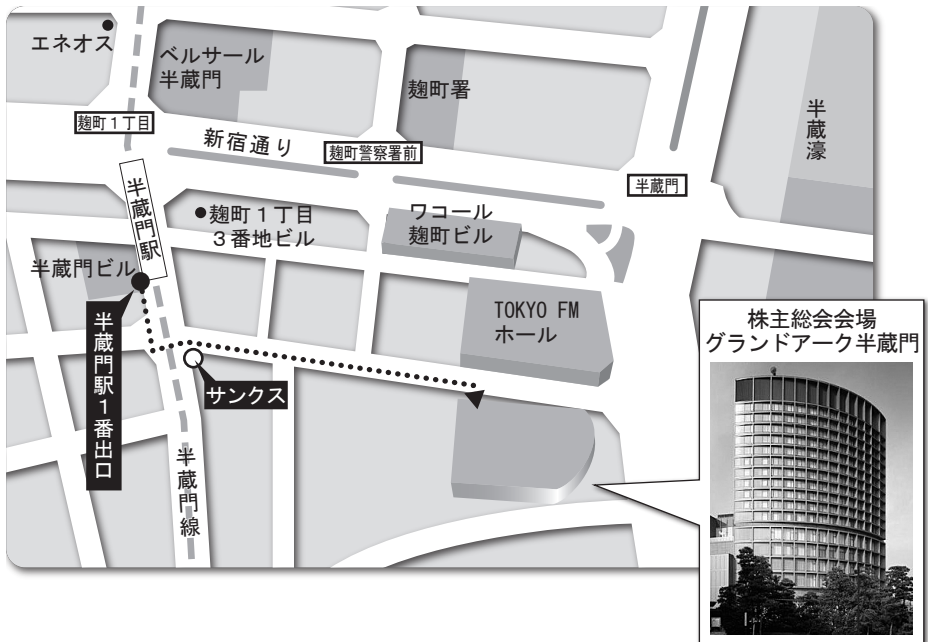
氏名	略歴
みつゆき 光行 やすあき 康明	平成25年10月 当社取締役副社長(現任)
しみず 清水 としのり 敏則	平成23年10月 当社監査役(現任)
あんどう 安藤 かずひろ 算浩	平成23年5月 当社監査役(現任)

以 上

株主総会会場ご案内図

1. 日時 平成27年12月22日(火) 午前10時
(受付開始 午前 9 時)
2. 場所 〒102-0092 東京都千代田区隼町1番1号
ホテル グランドアーク半蔵門 4階「富士の間」

(当社は、株主総会を東京都世田谷区の当社会議室にて開催しておりましたが、平成26年12月に当社株式が東京証券取引所へ上場されたことに伴い、より多くの株主の皆様にご出席いただきますよう上記会場にて開催することといたしました。ご来場の際は、下記地図をご参照のうえ、お間違いのないようご来場ください。)



【交通機関】

東京メトロ半蔵門線「半蔵門」駅下車……1番出口より徒歩約2分

- ※ 駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関にてご来場いただきますようお願い申し上げます。
- ※ 株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。
なにとぞご理解賜りますようお願いいたします。